九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近代女子教育の成立をめぐる日中関係史研究

董，秋艶

https://doi.org/10.15017/1500480

出版情報：九州大学，2014，博士（教育学），課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

（様式３）

氏　　名　：董　秋艶

論 文 名　：近代女子教育の成立をめぐる日中関係史研究

区　　分　：甲

論　文　内　容　の　要　旨

従来の中国近代教育史研究では、「奏定学堂章程」（1904 年）の法令条文や制度政策の展開過程を分析することにより、それらが日本の学制をモデルとして策定されたこと、女子教育を含んでいないことが指摘されてきた。一方、中国近代女子教育制度史研究では、中国人女子留学生や日本人女教習を分析することを通じて日中の関係を明らかにしようとし、それらを日本の植民地拡張政略に位置付けつつ中国の女子教育制度化を促した一因でもあったことが指摘されてきた。本研究は、「奏定学堂章程」策定のために派遣された呉汝綸の日本視察（1902 年）に着目し、この視察に対する日本女子教育界の働きかけと中国側の受容について分析する。これにより、日本の政府、教育界の人々は中国の女子教育が制度化されるよう情報の提供や派遣女教員の養成などを積極的に推し進めようとしたこと、中国は日本から勧められた「賢母養成」の女子教育を認め、自ら情報を収集し制度化させていくことを明らかにした。女子教育の制度化を媒介とした日中関係を明らかにする点に本研究の特長と意義がある。

本論文は 6 章構成である。第 1 章は、1901 年清政府の新政で「日本モデル」の教育改革が採用された経緯と、これを契機として日本視察が計画実行されたことを検証した。具体的には、まず新政に上奏された地方官員の改革案の多くが 1898 年各省に頒布した湖広総督張之洞の『勧学篇』の内容を採用し、日本をモデルとした教育改革を推進したこと、そして管学大臣(文部大臣)は学制などの策定のために欧米各国と日本視察を計画したものの、京師大学堂総教習に選ばれた呉は欧米ではなく日本視察の任務を受けたこと、さらにその新政には女子教育の制度改革が含まれていなかったことを明らかにした。

第 2 章では、日本の女子教育界雑誌に掲載された中国女子教育関連記事の言説を分析し、その言説の変化が呉の視察を契機として起こったことを明らかにした。女子教育界の教育雑誌を検証すれば、呉の視察以前の中国の女性は身分の低い者に限って「無識無筆」とされていることがわかる。しかし、呉の視察の際に女子教育の意義を説得したり、呉に演説を求めたりした後の雑誌記事を見ると、身分の違いに関係なく中国のすべての女性が「文明的科学的な教育」を受けていないこと、無教育な状態に置かれていることが殊更に強調されるようになっている。その一方で、家庭においては女性が「勢力」を持っているということも述べられている。このように、呉の視察の前後で言説の変化が起きており、さらに呉の視察は日本人女性に対して「日本女性が中国の女子教育の普及に指導できるよう」啓蒙を行う際の好材料となっていたことが明らかになった。

第 3 章では、呉が日本視察を通して日本の女子教育情報を中国に持ち帰ったことを明らかにした。日本が「開明」したのは「賢母」養成を目的とした女子教育の成果であると呉は認識するようになり、女子教育に関する知見を広めた。そして見聞きした日本の女子教育情報をもとに、女子教育の振興が中国の急務であると管学大臣の張に訴えたのである。女子教育の内容としては、知育や体育が必要であることはもちろん、日本の女子教育の経験を聞いた上で、さらに儒教女教科書

に記した徳育を重視すべきであるとの意見を呉は伝えた。そして「賢母」養成を目的とするこの徳智体の三育を通じた女子教育を普及していくためには、まず教員の養成が必要であることを痛感じ、女子師範学校における女子教員養成に関する情報を中国に伝えたことを論じた。

第 4 章では、呉の視察後、日本の女子教育界が中国に女子教育を普及させようと企図し、中国派遣女教員の養成に着手し始める状況について論じた。前述したように、日本の教育界は既に日清戦争直後に中国の女子教育に関心を寄せていた。そして、呉に日本の女子教育の意義を認めさせた後、下田歌子や清藤秋子を始めとする女子教育者たちは、呉の日本視察以前から構想していた「東洋婦人会」を設立した。東洋婦人会は、「東洋」諸国の女性を「裨補」することを教育事業の目的として挙げていた。しかしながら、実際に行われた「裨補」事業の内容を見てみると、清末中国のみを対象とした派遣女教員の養成事業を行われたことが明らかになった。

第 5 章では、呉が説いた「賢母養成」の教育案と 1904 年の「奏定学堂章程」との関連を明らかにした。「奏定学堂章程」の中では、女学堂の設立までは認めていないものの、家庭教育を行うための女子教育の必要性を認めていた。具体的には、各省の官員に家庭を幼稚園とすべく、母親が子どもの家庭教育を行うための教科書を各家庭に送ることを指示した。一方で、現存の乳児院と敬節堂の両施設に蒙養院を設けることを推進し、両施設に収容している女性を「保母」として養成することにしたのである。また、地方官員の働きかけにより、1907 年「女子小学堂章程」「女子師範学堂章程」を制定し、その内容も呉の女子教育情報が参考とされたことも明らかになった。

第 6 章では、中華民国初期の建国において、「良妻賢母」養成を目的とする女子教育が認識され、実施される過程を明らかにした。初代教育総長蔡元培は、「男女共学」によって「社会」で自立し貢献できるような「良妻賢母」養成の女子教育を目指していた。後任の教育総長范源濂は、蔡の主張した「自立した女性育成を目的とする女子教育」にそって、女子教育においても普通教育である中学校、職業学校などを制度化した。一方で、これらの女学校では、女子の「特質」に配慮した裁縫や刺繍などを加える「男女別学」を制度化したのである。こうした流れに対し、帝政に戻そうとした袁世凱は、専ら「家政」に務める「良妻賢母」養成のための女子教育を目指した。范らが制度化した女子中等教育等を廃止し、女子の初等教育と中等教育である師範学校と職業学校を制度化した。つまり、袁の女子教育の方針は、女子を「国政」（社会）から排除し、「家政」（家庭生活）に閉じこめようとするものだったのである。このように、彼らは清末の「賢母」養成のための女子教育の方針を継承し、その上で異なる「良妻」の育成を目指していたことを論じた。

本論文の結論は以下の通りである。日清戦争後、日本は「東洋主人」になることを試み、中国（具体的には視察を行った呉）に対して女子教育の制度化を勧め、日本人女性に対しては中国の女子教育への関心を持たせようと啓蒙を行った。そして呉の日本への教育視察を機に、日本は中国の女子教育普及事業を「啓発誘導」できるように「東洋婦人会」を設立し、中国派遣女教員養成事業を行った。そしてちょうど同時期に、日清戦争に敗北し義和団事件も起こり、「内憂外患」の感を募らせていた清政府は、「育才」によって国を建て直そうとしていた。その際、「速成」効果を図るため、西洋化された日本の教育制度をモデルにしようとしたのである。日本の教育界が説いたように、国民の家庭教育のために「賢母」を養成する必要があると考え、女子教育の意義を認めるようになった。ただし日本のミッション系女学校の経験（女権運動）から女学校の設立に対しては批判的であった。そこで、代替策としての「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を設けたのである。こうした状況のもとで、多くの地方官民による女学堂設立の動きが進み、1907 年に「女子小学堂章程」「女子師範学堂章程」が制定された。その後、中華民国は建国のために日本をモデルとしながらも、「賢母」養成だけでなく「良妻」養成を加えた「良妻賢母」養成のための女子教育を制度化しようとしたのであった。